新

Ħ

眉

律によって①荷受人は運

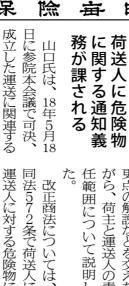
いことを明確に打ち出し

三井住友海上、インタ ーリンク、NVOCC **CLUB**

荷主と運送人の責任範囲テーマにセミナー

改正商法の複合運送に関する新規定解説

る「改正商法」の内容にも触れなが 判旨判例を基に解説。2018年5月 通知義務について説明した。 送」に関する新たな規定や、荷送人の ら、時代の変化に合わせた「複合運 と運送人それぞれの責任を背景となる 務めた。山口氏はB/Lにおける荷主 範囲~改正商法について~」と題して 月29日、東京都千代田区の三井住友海 に参院本会議で可決された運送に関す セミナーを開催した。講師はこれまで 上駿河台新館で「荷主と運送人の責任 NPO法人NVOCC CLUBは8 山口法律事務所の山口修司弁護士が に多くの海事案件に携わってきた岡部



ることになっているとし

た上で、同法の重要な変

法は1年以内に施行され 取引規定を見直す改正商

ることになったとし、 関する通知義務が課され 合、推定された過失責任 同法572条で荷送人に 運送人に対する危険物に この義務に違反した場

山口氏

更点の解説などを交えな 任範囲について説明し がら、荷主と運送人の責

とし、同法589条によ 賠償の責任を負わない」 運送人は、その滅失、損 あたりその種類及び価額 送人が運送を委託するに の高価品については、荷 って運送人に対して不法 傷又は延着について損害 を通知した場合を除き、 「貨幣、有価証券その他

三井住友海上と、インターリンク、 る」と指摘した。 要がある。NVOCCは 負わされる可能性があ れるが、外国では責任を 通常過失はないと考えら えども、責任を免れるた 用される。過失責任とい と解釈され、陸上、海 荷受人の権利に関する規 めに注意義務を尽くす必 上、航空運送を問わず適 また、同法581条の

価品の特則に関しては、 の請求をしたときは、荷 る②①の場合において、 利と同一の権利を取得す ととなったと述べた。 することができない一こ し、またはその損害賠償 荷受人が運送品の引き渡 送人は、その権利を行使 よって生じた荷送人の権 失したときは運送契約に または運送品の全部が滅 送品が到達地に到着し、 同法577条1項の高 部滅失を知っていたとき る。運送人が損傷又は一 引き渡しから2週間以内 きは消滅する。ただし、 いての運送人の責任は、 の損傷又は一部滅失につ 知については、「運送品 は適用されない」と解説 に損害通知が必要とな ことができない損傷又は 荷受人が異議を届けない ていると述べた。 一部滅失がある場合は、 運送品に直ちに発見する で運送品を受け取ったと 同法584条の損害通

き受けた場合における運 は航空運送のうち、2以 ▽陸上運送、海上運送又 関する規定については、 送品の滅失等についての 上の運送を1の契約で引 て設けられた複合運送に 今回の商法改正で初め

価品の特則は適用される 行為請求する場合にも高

運送人の損害賠償の責任

とき▽運送人の故意また は重大な過失によって高 とを運送人が知っていた の適用除外(同法577 と説明した。 価品の特則は適用されな 着が生じたとき―には高 価品の滅失、損傷又は延 運送契約の締結の当時、 条2項) に言及。▽物品 運送品が高価品であるこ さらに、高価品の特則 は

る」と述べた。 規定はなく、契約によ 陸上運送であってその区 国が締結した条約の規定 明の場合は、適用法規の とになると話した。加え 合について準用する一こ 法令が適用されるものを 間ごとに異なる2以上の るわが国の法令又はわが とに適用されることとな れぞれの物品運送契約ご て、「事故発生場所が不 1の契約で引き受けた場 に従う▽前項の規定は、

価格で定める 償額は到達地の 運送品の損害賠

賠償を請求するに当たっ な状態だったことを立証 は、荷主が運送人に損害 する助けとなるのが、現 て船積み時に貨物が正常 運送中の事故について



の原因が生じた場合にそ いてその運送品の滅失等 それぞれの運送にお 領された(船積みされ 規定しており、船荷証券 損害を被ったことを立証 をもって運送中に貨物が 商法、ならびに荷揚げ地 法、今後施行される改正 現行の国際海上物品運送 できないとし、 損していたと言うことは て、貨物受領時に既に破 ば、運送人は荷主に対し することができない」と の船荷証券所持人に対抗 異なることをもって善意 船荷証券の記載が事実と 60条では「運送人は、 運送法9条、改正商法7 できる」と話した。 た)と記載されていれ に外装上良好な状態で受 で貨物が壊れていること 一荷主は 5条2項で、除斥期間は と説明した。さらに、現 き渡されるべき日)か いるとした。 延長できることになって 当事者の合意に基づいて 14条2項、改正商法58 行の国際海上物品運送法 滅すると定められている 請求がなされない限り消 ら、1年以内に裁判上の

説明。この規定によっ 立に伴って、国際海上物 ていたが、改正商法の成 送法第12条の2で規定し 品運送法第8条になると は現行の国際海上物品運 損害賠償金額について

時の外部か した。 で、船積み 3号、改正 法7条1項 際海上物品 る」と説明 定めてい 証券に記載 る運送品の ら認められ 条1項3号 商法758 行の国際海 状態を船荷 上物品運送 することを また、国 85条1項で、運送品に 運送品が引き渡された日 場の不稼働損害や、廃棄 ればよく、例えば、貨物 到達地での価格を賠償す 関する運送人の責任は、 法4条1項、改正商法5 現行の国際海上物品運送 損害については責任を負 物処理費用といった派生 の損壊によって生じる工 上で、「運送人は貨物の こととなっているとした は到達地の価格で定める わない」と述べた。 (全部滅失の場合には引 出訴期限については、 運送品の損害賠償額

内運送も同様になる」と る。商法改正により、 れは求償権の行使を保証 起すれば有効である。こ 訴訟提起を受けたときか 除斥期間を若干延長し、 運送人に対する求償権の せた場合、運送人の下請 らに第三者に下請運送さ 定によって、運送人がさ 正商法585条3項の規 物品運送法4条3項、改 ら3カ月以内に訴えを提 ては、「現行の国際海上 しようとするものであ 第三者への求償に関し 玉